



2026 年 9 月 17 日

各 位

会社名 株式会社 Ridge-i
代表者 代表取締役社長 柳原 尚史
(コード番号 5572 東証グロース)
問合せ先 取締役管理部長 中井 努
(TEL 03-4214-8558)

取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 17 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、取締役の報酬額改定に関する議案及び本制度に関する議案を 2026 年 10 月 27 日開催予定の第 11 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2022 年 5 月 30 日開催の臨時株主総会において、年額 100 百万円以内（ただし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っております。この度、経営環境の変化、当社グループ業績拡大及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に伴い拡大する取締役の役割・責務に備え、また、今後の人材登用に資する報酬枠の確保を目的として、取締役の報酬額を、「年額 200 百万円以内（うち社外取締役分は年額 15 百万円以内）」に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

(1) 本制度の導入目的等

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを、また監査等委員である取締役（以下、監査等委員でない取締役と併せて「対象取締役」といいます）についても、株主の皆様との価値共有意識を醸成するとともに、企業価値の棄損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを、それぞれ目的とするものです。

本制度の導入にあたり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の払込金額に相当する金銭債権を報酬として支給します。当該金銭債権の支給及び本制度の導入は、本株主総会での承認を条件といたします。なお、本制度に係る報酬枠は、上記「1. 取締役の報酬額改定（監査等委員である取締役を除く

）について」に記載の報酬枠とは別枠として設定することにつき、併せて株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

【取締役（監査等委員である取締役を除く）について】

本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して支給する金銭債権の総額は、年額 35 百万円以内（うち、社外取締役 3 百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 15,000 株以内（うち社外取締役 1,200 株以内）（ただし、本株主総会の決議の日以降の効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会への諮問を踏まえたうえで、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と各取締役（監査等委員である取締役を除く）との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

【監査等委員である取締役について】

本制度に基づき監査等委員である取締役に對して支給する金銭債権の総額は、年額 5 百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 2,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

監査等委員である取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。なお、各監査等委員である取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と各監査等委員である取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

【本割当契約の内容の概要】

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしては

ならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、上記に規定する場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上